

# 同和行政の過去・現在・未来

大谷 強

## 一、同和行政の推移

一九六五年に同和对策審議会の答申がだされてすでに二年になる。一〇年間の時限立法であった同和对策事業特別措置法が制定されてからでも二〇年がたっている。一九五〇年代から同和对策関係に政府の当初予算だけでも八九年年度まで三兆一二九〇億円が投入されている。地域改善対策研究所の調査によると、一九六九年度から八四年度までの同和事業費を集計した結果、約六兆八八四億円の全事業費のうち、国の負担が約三割であり、二割が府県、市町村が五割となっているので、その割合から推定すると、八九年年度までで全事業費は一兆円をこえるだろう。

これだけの財政を毎年投入した結果、被差別部落の実態

がどのように改善され、どこが改善されないままに残っているのか。また、この間、日本は高度成長によって経済社会の構造は大きく変化した。市民の生活水準も引き上げられたが、同時に生活のひずみも生まれた。それに対応して部落にはどのような点にそれらが見られるのか。こうした同和行政の効果を測定し、たとえばトラホーム対策費や共同井戸整備事業のようにすでに役割をおえた事業と、まだ充実しなくてはならない事業とを明らかにするとともに、新たに生まれた課題にどう対応するか、点検する作業が必要になっている。

しかも、この間、同和对策事業特別措置法が延長されたあいだは、一九七四年のオイルショックによって低成長に経済が転換し、財政赤字が生まれるようになって同和予算は年々ふえつづけ、八一年度には一、七九二億円にたっし

た。これは物価の上昇も関係しているが、むしろ特別措置法によってはすぐに事業が開始されず、計画期間が五年あまり経過した一九七四年ころからやっと各自治体で事業が本格化してきたために、事業予算が増大した側面もある。ただ、その内容はいぜんとして建設省予算が半分を占めるとともに、農林水産省と通産省の予算をあわせると七八年度以来、厚生省予算を上回っている。福祉から産業・経済への力点の移動も注目される。

しかし、一九八二年からの地域改善対策特別措置法の時代になって八二年度の二、七四五億円から毎年政府予算は減少を始めた。「最後の特別措置法」と政府がいう地域改善対策特別措置法になった一九八七年では政府予算は二、一四五億円とピーク時の四分の三にまでなり、八九年度は一、六四四億円と八一年度の六割を下回るまでに少なくなっている。通産省予算と労働省予算は地域改善対策特別措置法時代の三分の一度にさがり、また、建設省と厚生省の予算も減少している。金額を維持しているのは文部省予算であり、総理府(総務庁)と法務省、労働省の啓発関係予算が増加しているだけである。すでに役割をおえたのみなされた事業の廃止、事業の一般施策への転換、縮小、そして残事業にかぎった特別措置の延長、啓発事業への限定という政府がねらった新法の性格を反映している。同和

は国は部落差別を解消する具体的な責任を自治体におしつけ、その代わりに財政の保障をしにすぎないという批判もできよう。事業法という面だけにしぼった法であり、差別を撤廃すること自体を直接の目的にはしていない。悲惨な部落の生活実態を解消するために事業をおこない、生活環境が改良されれば、差別は解消にむかうはずであるという間接的な法律という性格もあった(現在、政府が同和事業をこれだけやってきたのだから、差別は解消したはずであるという認識に偏りがちであるのは、そうした見方が根強いことを示している)。それはともかく、国庫負担の割合を高い率に設定し、また自治体の起債を国が引き受け、しかも元利返還に必要な経費は地方交付税の算定にもちいる基準財政需要額に算入するなどで財源を確保して、自治体が同和事業に取り組みやすくなったのは事実である。

しかし、財政補助については基本的には政府が三分の二を負担するといっても、実際には国の単価が低すぎるために必要な行政水準を維持しようとすれば超過負担がうまれたり、国が定めた基準に人口数や規模、施策の内容が合わない事業や、地域の実態から求められた事業ではあっても国の予定していない事業に自治体が単独事業として取り組まざるをえなかった。ただ、高度成長期で財政収入も余裕があった時代にはそれほど大きな負担にはならなかつ

行政は財政の面からも特別措置として存続しつつづけるのかどうか、一般施策に移行する事業とあくまでも特別措置にやらなくては解決できない事業とをどういう基準でわけるとのか、あるいは一般施策をどう有効に活用するのか、など検討する必要に迫られる時にきている。

## 二、これまでの同和行政の問題点

### (1) 自治体の行政責任と政府の財政補助

同和行政の内容を分析し行政効果を測定するためには、事業の一つひとつを具体的に点検し、それぞれの事業が差別の解消、部落の解放にむかってどのような役割を果たしたのかを、地域の実態にたらしあわせて点検する作業が重要である。大ざっぱな総括はかえって問題の所在をあいまいにする危険性がある。しかし、私自身の力量がたりないため、今回は総論的な問題点の指摘しかできない。

いうまでもなく同和事業が各自治体で急速に拡大したのは同和对策事業特別措置法が制定されてからである。国の責務として差別の解消をうたった答申を実現するためにつくられた特別措置法であったが、実際には財政面で一般施策よりも優遇措置をとるだけに過ぎなかった。その意味で

た。だが、のちに低成長になり財政が硬直化してくるにつれて自治体の財政を圧迫する要因になるのである。同和事業が各地で本格化するようになった一九七〇年代後半が高度成長から低成長の転換した時代であっただけに、予定されていた計画が予算の制約によって進行せず、事業の達成が遅れたのもそれが原因であった。

一九六〇年代から七〇年代において日本の行政でとくに自治体責任がないことが問題になっていった。高度成長のひずみが公害問題や環境破壊問題としてはっきりと市民生活を破壊しはじめたし、住宅建設や上下水道や公園道路の整備などが都市化にもなつて、緊急に切実な課題となつてきた。過疎地の産業振興や農業基盤の整備も、河川や山林の保全なども重要になってきた。ところが、さまざまな生活環境の改善や福祉政策が必要になっていったにもかかわらず、国の制度化を待って、中央政府の決めたとおりに行うという機関委任事務によって自治体が独自に必要なに応じて行政をおこなうという創造性がなかった。また施策をたてようとしても「三割自治」といわれる財政の枠がないままであり、責任をもって施策を実行するわけにはいかなかった。

### (2) 一般行政と特別対策との関係

自治体の行政責任を希薄にしようとした行財政のありかたを当然と認めがちであった自治体行政の現場に、同和行政は新しい刺激を与えた。国の責任であることを明確にした同和对策審議会の答申をうけた特別措置法であったため、部落の住民から地域改善事業の要求がでた場合、自治体として無視することはできなかった。しかも、それぞれの地域の実態がどのような状態であるかによって、やらなくてはならない事業が変わってくる。それだけに、国が決めないからというだけで回避するわけにはいかなかった。もっとも、ここで、地域の解放運動との関係が大きく左右する。運動がないところでは、指定地区がないとして、事業をおこなわない場合もある。また、弱いところでは行政のほうに国の基準どおりの事業を画一的におこなうこととお茶をにごし、地域の住民の暮らしを改善することに役立たない施設をつくってしまう場合もある。国の事業化によって最低の基準ができた反面、内容においては自治体の間での格差は拡大する傾向も生まれた。同和行政は自治体行政を変革して、地域住民の暮らしを保障する行政に転換するきっかけになることが期待されたのである。が、同時に自治体に住民の暮らしに向きあって自治を確立していく能力がないことを表したともいえる。

財政的には一般施策よりも優遇されていることが自治体予算を奪い合っている構造が焦点になり、それを納得させるために「同和だからできるのだ」という別枠扱いを強調してしまう危険性も生まれた。

ところが、同和对策審議会の答申には「過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない」と明記しているにもかかわらず、同和行政は特別という意識で自治体の同和行政が行われつつあったのである。この乖離は低成長によって自治体行政が停滞した七〇年代後半から八〇年代にいちじるしくなる。とくに、八五年度からの行政改革のなかで、国の補助率が一般施策について引き下げられ、利用者の自己負担が導入され、その金額が引き上げられたときに、いちじるしく表れる。いわゆる「逆差別」「ねたみ差別」意識がかきたてられるのは、この背景があったことも一因である。自治体にとっての課題は、自治体の行政責任をしっかりとしたものにするために、国と自治体との財政の配分をどう変革していくかという国・自治体間の構造問題に手を付けなくてはならなかったのである。

一般行政の補完的な役割にとどまることなく、一般行政ではできていないことを先に同和行政として実施し、その成果が一般行政に反映した施策として有名なものは、教科書の無償配付である。その他、皆保育や保育所の完全給食、学校の食堂を教室とは別につくることなども地域によって

にとっては魅力であった。一般施策が十分にできないところを同和事業とすることによって、高い率の補助金をうけ、起債も認められる。これをうまく活用して環境改善事業や事業融資をひろい範囲にわたって拡大した自治体も生まれた。事業自体はまさにまちづくりや雇用の拡大政策として重要な内容であったが、特別対策の趣旨からは遠く離れた面もある。つまり、部落差別によって直接に引き起こされた特別な生活問題を一般施策では解決できないし、これまでの立ち遅れを緊急に解決しなくてはならないという「特別」施策の要因から見ると、直接に差別との関連をつける論理がやや回り道になり、その事業が「特別措置」として行われなくてはならない重要性を市民に納得させる妥当性が希薄になったことも否定できない。同和对策の面ももつとはいえ、一般施策としてより内容を充実させていく取り組みによって、それ自体の解決を求めていくという行政の改革や新しい制度化の開発が必要でもあった。

他方で、同和事業だけは国の補助があることによって、また、自治体内部でも他の部局にたいして説得しやすいために進むが、一般地域の事業は自治体の財政力が低いために進まないという、自治体のなかで事業のアンバランスが拡大する自治体もでる。住民にとっては、同和事業と一般施策とが対立するかのよう映る。そこから自治体内部では同和行政として先行的に実施されている、先駆的な事業である。また、住宅の広さについても同和对策の公営住宅でまず面積をひろげ、それが他の公営住宅にも波及している。ところが、こうした広がりや住民には知らされないままになっているところにも、同和事業と一般施策とが切り離されている実態がある。

### (3) 事業の意義の明確性と行政の透明性の基準

同和事業が一般施策と異なるところは、部落の解放のための事業という行政目標の明確さにある。保育・教育の保障や雇用の拡大や企業の安定化のための施策、医療・保健や福祉サービスの提供はもちろんのこと、上下水道の整備や公園や各種の会館の建設など、いずれもそうした目標を達成するために必要とされたから、事業として取り上げられたはずである。一般的に生活がよくなったとか、環境が改善されたという次元ではない重みがある。とすれば、少なくともその事業の開始から進行途中をふくめて完成後も、利用にあたって部落差別からの解放を目的としての事業であることを明示することが当然である。しかも、部落の住民にたいしてその意義を強調するのではなく、自治体の住民全体にたいしてはつきりと打ち出さなくては、社会的な差別的撤廃にはつながらない。

この点で、これまでの同和行政がはたしてその意義を明確にしめし、さらに解放にむかっただけの出発点にしてきたのかどうか、問いなす必要がある。ややもすると、なんとなくあの地域にだけ、いい施設や住宅ができて、一部の住民だけが安く利用できるという「うわさ」が流れるだけの場合もあったのではないか。もちろん、宣伝や啓発をしたとしても、そうした「うわさ」や「やっかみ」が一部には残ったり、また、かきたてる勢力がいることは否定できない。しかし、住民に繰り返し事業の意義や果たしている役割について、明確に情報を提供する努力は事業自体のもっている啓発的な意義として、きわめて重要である。

また、行政の透明さも求められる。自治体では同和予算に国や府県の補助金を活用しながら、自治体の財源をもちだしながら事業を行っている。事業をするにあたっては、地域の住民からの要求に対応して具体化が図られる。政策決定のプロセスから事業の意義、予算の使われかた、さらに財源の内容までふくめて、財政の民主化には住民からみた透明性が必要である。意図がどんなによくて、また、利用した結果、行政が当初目的としていた効果があがった場合も、そうでなく、充分に実現しなかった場合でも、どのような内容であるのかがわかるような仕組みになっていないと、住民の主體的な自治は育たない。プライバシーの

配慮は当然のことであるが、行政情報の公開は住民の基本的な自治権として原則的に保障されなくてはならない。ただし、それが差別を助長し、ねたみをおおるように使われべきものでないことは、あえて言うまでもない。

この観点から同和行政を点検する必要もある。行政内部のやりくりによって事業をしたとしても、その理由を少なくとも明らかにする。国の制度に欠陥があるから、住民の生活に密着した行政をするためにやむをえず工夫しなくてはならないとすれば、それを明確にして、国の制度改革にむけた活動を住民に呼びかけるべきであろう。内部の処理にとどめたまま放任すれば、差別の基本的な解決にはかえって壁をつくることにもなる。とくに中央政府のタテ割行政の制約をこえて自治体で新しい事業を行おうとすれば、これまでにない工夫やみなし規定の活用、総合化や集合的な施策の開発、第三セクターの活用などが必要になる。同和行政はこれまでの一般行政の枠組みを革新しなくては実効ある内容にならないことがはっきりしているからこそ、特別対策として扱われているのである。それだけに、どこが制約になって事業ができないのか、それをどのように克服したのかという経験を広く公開することによって、一般行政がもっている差別性も明らかにするのであるし、それを改革してもいけるのである。ふたを閉ざす行政

の閉鎖性が新しい差別をうむのである。

この点では、住民の側の意識も問われる。とにかくどんなことをしても、要求に答えて新しい施策をつくれればいい、新しい施設を建設すればいいという結果だけを早急に求めるルーズさが行政の腐敗をまねくのである。ある場合には、その工夫によって施設や環境改善ができたとしても、逆に本来の予算でさえも別な目的に悪用してはいないとはいえない。同和行政が解放の手段であるのなら、政策が決定され、実施される過程自体も解放の手段になっていくことは、効果があがらないであろう。

### 三、同和行政の今後の課題

#### (1) 部落の住民主体による事業

これまでの同和行政においても、行政施策が進めば自動的に解放が展望できるという単純で直線的な関係ではないことは、明確になっていた。各人、各家庭の生活条件を改善することも同和事業のそれ自体としての目的である。ただ、そのための事業だとしても、住民が主体になるか、客体のままに制度施策利用者にとどまるか、その差は大きい。単に行政施策を利用するという立場だけでは、個人的

な損得勘定だけに留まってしまう。自らが差別を解消するために社会に参加し、主体として活動することにならない。

新しい政策を要求し、その実現にむけて活動し、さらに事業の実施過程についても自分たちで点検しながら、そのなかで出てきた問題点を発見する。これは自分たちがより充実した人生をおくれる社会を自分たちの手でつくる経験である。そこでは、自己決定と選択の幅をより大きく、より意識的にできるようにすることが求められる。与えらるる事業から作りだす事業への転換が重要である。とくに部落のなかでも差別され、自己決定の意志も権利も脅かされがちだった「障害」者や高齢者も、当たり前前の暮らしを地域社会でおくるために、自由に束縛なく振る舞えることが人間の豊かさになる。

言うまでもなく、行政の補完や下請けとして住民が管理をするのではない。行政が作った制度は趣旨がどのようによくて、運営の過程で住民の暮らしに介入し、統制する手段に転化する危険性がある。しかも、住民が互いに支え合う共同性や連帯関係をつくることには利用させず、一人ひとりを孤立化させ、個人的な利害にのみ関心をもつ個人主義的な人間にしようとする。これは社会的な関係から生みだされる差別にむきあうことなく、個人がバラバラに差別から逃げ出すことを押し付ける危険性も持っている。そ

れを防ぎ、共同という領域を広げることが住民にとって大切になる。今まで幾つかの地域で実践されてきた、事業を民主的に管理する試みも、集団的な共同の自治として民主的な地域の人間関係をづくりだすことにもつながる。

## (2) 部落の変化に対応した見直しと新規事業

同和事業が行われた結果、部落にどんな変化が起きているのが、今後の同和行政にも、もちろん解放運動にも大きな影響を及ぼす。住宅の改良や環境改善によって、生活環境は変わったが、それにともなって、行動様式もちがってきているのではないだろうか。一般地域でも、高度成長によって生活水準が引き上げられたとともに、生活様式が変わってきた。自分の家庭や個人的な利害を基本に考える人が増えてきたといわれる。大きな集団から小さいなグループに行動スタイルも細分化されている。大衆の時代から分衆の時代になったと指摘されたのが、一九八〇年代の初めである。また、地域のつながりや年代を異にする世代間のつきあいが希薄になったという指摘もある。

部落においてはどうかであろうか。共同井戸と共同便所、壁を接した長屋という、かつての部落の悲惨な住環境はすでにほとんどのところで解消しているだろう。その代り、隣近所との関係に変化が生まれているのではないだろうか。

か。路地に大人から子どもまで人があふれており、なにが出来事や事件があればただちに集まっていた状態は、いまは会館や広場に人を集めるために特別の呼びかけをしなくてはならないように変わったのではないだろうか。住宅を狭いながらも各家庭で一つもっており、暖房もきくし、衛生状態もよくなった。ドアを閉じれば隣近所とは隔てるこ

とが可能になった。プライバシーはきっちり守れるようになり、大幅に改善された。と同時に、互いの協力関係は放っておいても食事から病気のとき、うれしいうけ、悲しいにつけよく存在していた時代から、意識的につくらなくてはならない状態に変わってきたのではないだろうか。たとえば、病気で休んでいる人や、一人暮らしの高齢者の状態は意識的な働きかけがないと把握できなくなっているだろう。

子どもたちも各家庭でそれぞれがテレビやカセットを個人的に楽しむ傾向が強みられるだろう。夜遅くまで路地や空き地で遊んでいる姿はほとんど見られない。子ども集団が大きく作れなくなり、各人のやりたいことがかなり違ってきている。塾やおけいごに通う子どももいるという地域もある。子ども会活動のありかたや児童館などのおりかたも見直しが必要であろう。

各家庭でふるをつけられるようになったおかげで、かつ

ては部落のコミュニティ・センターのような役割を果たしていた共同浴場の利用者が激減した地域もある。祭りや伝統芸能を維持していく努力を特別にやらないと、絶えてしまっておそれがある地域もある。

このほか、健康状態がよくなって、医療・保健の体制づくりがととのい、病気やけがをしたときにも適切な処置がとれるために、かつては老齢になるまで生きていける人が少なかった部落でも、一般地域とおなじように高齢化が進んできたことも、各地で明らかになってきた。道路の改善が進んだという改善のうらで、車の交通量が急速にふえ、かえって子どもや高齢者が歩行に危険を感じる地域もでてくる。各家庭の所得もふえ、また仕事に必要なためもあって、駐車場の確保に頭を悩ませている地域は多くみられる。このほか、いろいろな改善があるだろう。いずれも、解放運動が進み、同和事業が効果を発揮した結果である。その反面、新しい課題がでてくる。

部落内部で格差が新しく広がった地域もあるだろう。教育や雇用拡大の取り組みが成功し若者を中心にして新しい仕事につけたため、元気で所得の多い人が地域の外に出ていっている。また、奨学金をうけて学校にかよいながら、卒業後は地域のなかでの活動に積極的でないという若者も見られる。その反面、病弱な人や高齢者・「障害」者など

が地域のなかにより多く残っているという人口構成の変化もあるかもしれない。これには住宅の狭さや新しく住宅をたてる余裕もない土地問題が横たわっていることが多い。

各家庭、各個人の生活にバラツキが生じている。とにかく住める家をつくれという要求で一致していた時代ではなくなっている。高齢者が安心して夫婦で住める家や設備を求めるとか、「障害」児がいるから住宅改良を求める人、しかもその状態は「障害」の種類や病気の症状などによって一人ひとり異なる。どの建物でもいいのではなく、玄関が広い一階でなくては、自由に、または介護がついて利用できる人もいる。エレベーターがなくては移動もままならない人もいる。このように個別的で多様な要求が存在している。これは勝手にままなわがままではない。どんな状態にある人でも、排除されたり、人格を無視されることなく、暮らせる地域が差別的解消した地域であるからである。

しかも、特別扱いで別枠にいれられたり、施設に送られるのではなく、皆と同じ地域で生活していくことを求めている。とすれば、道路から公園、交通手段までの改善が必要になる。その意味では、これまでの同和行政は健康者がとりあえず暮らせる条件づくりであった。一般的共通的な最低限の水準をもとめた運動であり、それにやっとな対応した行政であった。それは健康者が暮らせる画一的な生活を

前提にしていた。

一般地域でも多様な状態の人がハンディキャップをうけることなく、自由に活動できる地域づくりの経験はほとんどなかった。同和事業だけができていなかったのではない。しかし、これからは同和事業もいまの社会のなかで差別されている「障害」者や高齢者、子どもに焦点をあて、そうした条件をもっている人たちが伸び伸びと個性を発揮して暮らせるまちづくりを求めるときであろう。ここでも、当事者が政策決定から事業の展開まで参加することが基本であることは言うまでもない。意識的に先取りで事業を展開していかないと、また、部落だけが取りのこされる危険性がある。

### (3) 貧困の再生産にたいする原因をなくす同和行政

個別の貧困にたいする行政は行われてきた。しかし、貧困が再生産される構造にまで立ち入った行政が行われてきたのだろうか。個別的な対処療法にとどまっていた側面が強い。互いに矛盾する政策が並列されてもいた。病院通いをうちきるために、生活保護行政では就労による自活が求められていたが、雇用を拡大する政策はないままであった。職業訓練と福祉事務所による就労指導とは関係が乏しかった。「障害」者の就職についてもおなじ問題があった。働

く場所がない現実から基本的な課題がでてくるが、そこを改善する行政にはなっていないかった。

その実態をそのままにして、個別的に対処しようとしたのが、個人給付事業であったらう。しかし、いつまでもそのままの形での必要性があるのらうか。むしろ、特別な給付を必要にする基本的な課題に集中したほうが行政効果は高い。しかも、個人的な利用から問題の社会的な広がりまで利用者の主体的な意識が及んでいるかという点、利用できるものは使ったほうが得という損得勘定におわりがちである。組織化の運動によってからくも個人分散の危険性を防いでいるが、個人の道徳性に依拠する傾向が強い。

就労問題が基本的に解決すれば、福祉政策としての個人給付は必要ない。むしろ、とくに同和特別対策として意義があるのかどうかは、検討が必要だらう。現在では政府も一般施策を同和地域に優先的に適用する方向をとっている。一般施策が差別行政によって適用されないから、やむをえず同和対策でという理由であったとすれば、今後はたとえ所得制限がついていても、一般施策を適用したほうが合理的である。

これに関連して、同和行政が事業法にもとづいて行われてきたために、労働政策が位置づけられていなかった。差別されていた状態からの保護では回復できない。現在の企めて弱く、隣保館でのデイ・サービス事業はほとんど取り組まれていなかった。規模が限られており、予算も少ないためであったが、今後地域のなかではかなり大きな需要がでてくると思われる。今後の福祉法改正によってますます自分の住みなれた家を軸にして、地域で暮らしている地域福祉政策が重視されるようになるだけに、遠くの福祉センターしかない場合などには、地域の身近な施設という特徴を生かした総合的な福祉事業を市町村の手で実施する場にしていくことも大切である。

### (4) 地域の枠をこえた施設の活用

各地で差があるが、各種の会館やいろいろな施設が部落内に建てられているところがかなりある。その場合、解放運動によって住民が要求し、特別対策によって実現した施設や会館ではあるが、一般地域の住民の暮らしに役立つように活用が求められる。部落解放の意義が周辺地域に広がることにつながり、同和対策が一般施策をより充実したものにする契機になる。周辺地域の住民との共同利用・共同企画がもっと取り組まれると、事業の範囲もひろがり、関係も大きくなる。それにともない、やることも内容も量や規模も拡大する。

業社会の能力主義にもとづく差別構造を革新する取り組みが必要であった。ただ、市町村の行政では産業振興策はとられても、企業に対して雇用を迫る施策はもてない。この欠陥を今後克服していくことが課題になる。

若年者の貧困対策から「障害」者や高齢者の地域での当たりまえの暮らしをどう保障するかに変わってきている。貧困の表れかたが違っている。それを含めた長期的な展望と、全体的な視野で地域社会を変えていく事業が必要になっている。この場合、在宅で地域のなかで暮らすために必要なさまざまな生活手段を提供する仕事求められるらう。部落の住民が一方的に行政の施策の恩恵をうける関係から必要なサービスを提供する側にもたつことが互いに暮らしをつくる関係にとって重要である。食事や衣服の着脱や洗濯、さまざまな介護の仕事、まちや家に緑のうるおいをつくる仕事などを、部落の住民のなかから提供する事業も考えられる。多様な才能をもったゆたかな人材がいる地域は豊かな暮らしを営むことができるはずである。提供する側と受ける側とをどう組み合わせるかが新しい行政としての課題である。

福祉行政についていえば、これまでもっぱら生活保護を中心に貧困水準におちいった人にたいする救済的な性格がつよい給付行政であった。福祉サービスの提供はきわ

部落内の環境が改善されたとはいえず、果たして一般地域

の住民が引越してくるだろうか。少なくとも、公共施設が建設され利用していったり、いろいろな会議の会場になり、それに参加するなかから、地域への出はいりも広がるだろう。とともに、部落のなかの施設があるから周辺の地域も文化水準や行政水準が高くなったという解放のまちづくりの拠点になることが、大切である。とりわけ点在部落では地域社会全体のレベルアップがなければ、暮らしは豊かにはならない。大規模部落でも部落内だけで生活が完結するはずはない。そうした意味からも、周辺の整備と一体のものとして、行政が行われる必要がある。そのときにまちづくりについて、互いに知恵をだしあう関係が住民同士の間で芽生えていることが、基本的な条件になる。

#### 四、文化をつくる解放運動と同和行政

なぜ同和行政を行わなくてはならないのか。いまの社会が差別を内に抱えて構成されているからである。むしろ、能力主義にもとづく差別意識が社会の発展の原動力にさええられているといったほうがよい。そのために、教育・労働・生活環境が劣っている状態が残され、再生産されてきている。解放運動はこの社会にたいして変革を迫る運動である。と同時に、具体的な行政の事業をとおして差別の解

消をすすめるのである。

めざす社会のあり方、文化や生活価値観と現実とのギャップを認識して、現在の社会の差別構造を変革する運動につながっているだろうか。むしろ、逆に運動で要求した内容が同和行政によって管理や画一化に使われている事例がある。たとえば、教科書の無償配付である。文部省はこれを逆手にとり、検定制度を強化し、教科書の記述を統制し、教育内容について文部省の望む方向にもっていくようにしている。さらに進学競争を激化させる教育制度に手直しし、子どもや親に「進学できるか、できないか」という単一の価値観を押し付けている。その状態のなかで、同和教育にあっても一般地域の進学競争に追いつくことを目標にさせる力が強く働いているのではないだろうか。そのために、「障害」児とよばれる子どもや病気がちやその他、さまざまな条件をもった子どもたちがふるい落とされる教育を押し付けられている。現状の秩序や価値観に近づけることが教育行政の目標になっている傾向はないだろうか。追いつき・追い越せの能力主義がそのもっとも極端な表れである。ここには連帯した力で差別社会を変革していこうという関係性は育てられない。

考慮したものであったらどうか。自然破壊をおしすすめる現代社会の資本主導の開発行政をそのままに容認するわけにはいかないだろう。高齢者や「障害」者は行政にとって世話がかかり、効率が悪くなるという見方はないだろうか。こうした人々だけを別な施設にわけける施策は熱心だが、地域で暮らすための改善要求にはなかなか応じないなどは、その表れである。金銭や量の多さだけを求める運動には、行政は対応しやすいが、それぞれの人の個性を尊重した多様な暮らしかたを保障させる、質を高める運動には冷たいのもそうである。

しかし、住民に画一的な生活を押しつけるのは貧しさである。生活様式から創造する運動が住民のなかからも生まれてくることが期待される。それを受けて豊かな個性を思い切り解放する社会をつくるために、行政が果たさなくてはならない課題は多い。

#### 五、おわりに

これまで述べたことから部落解放基本法にかかわって、簡単にふれて結びとしたい。基本法はこれまでの同和行政によっても解決していない課題の解決にむけて重要な役割をはたすことはいまでもない。ただ、住民の自治を育て

る運動という観点からみれば、当然のことであるが、法ができたからとそれに依存するのではなく、法の基本的な精神・趣旨を具体化するために、一人ひとりが暮らしている現場から、取り組みをどうつくっていくのかが大切である。むしろ、日々の生活のなかからでてきた課題を解決しようとして、住民の自主的な取り組みが先行する。それを安定化し、継続的な事業にするために、自治体や国の制度にしていくという関係が、求められているし、福祉や環境保護の行政ではいくつかの事例もある。地域から実質をつみあげていく法制定が新しい住民自治のありかたである。

基本法で規定される内容にかんして、最近、福祉行政については一般施策を部落に優先的に適用させる取り組みが行われている。ただ単に適用したほうが有利という利用主義だけではなく、それを実際に活用するなかで、これまでの福祉行政に含まれていた差別的な考え方を変革していくことが期待される。一般施策それ自体を差別的な観点からつくりなおし、水準を質的にも引き上げるのである。それによって、他の差別されている人々との連帯が具体的な行政施策についても可能になる。他の行政分野についてもこうした取り組みの積みかさねが可能であれば、部落解放基本法に盛り込まれる課題も一般法の枠組みでは解決できない差別の解消のための基本的な条項に整理できよう。